

清瀬市まちづくり応援寄附金 返礼品募集要項

1 目的

清瀬市まちづくり応援寄附金制度（ふるさと納税）による清瀬市の魅力や地元特産品等のPR、販路拡大などに伴う地元経済の活性化を目指し、清瀬市へまちづくり応援寄附金をされた方へ、お礼の品として贈呈する商品等（以下「返礼品」という。）の提供に協力していただける事業者等を募集します。

2 応募者の要件

以下（１）～（９）の要件に全て適合していることが要件となります

（１）次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。

- ① 清瀬市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所又は生産拠点（以下、「事業所」という。）を有する法人・団体又は市内で事業活動を行っている個人事業者
- ② 清瀬市内で生産された農産物等を原材料に加工、製造、販売を行っている法人・団体又は個人事業者
- ③ 清瀬市内で役務（サービス）の提供を行っている法人・団体又は個人事業者
- ④ その他、市長が認める者

（２）市税等の滞納が無いこと。ただし、本市に事業所が所在していない場合は、事業所が所在する市区町村において課された市区町村民税に滞納がない者

（３）代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者

（４）個人情報保護に関する法律及び代行業者が定める個人情報取り扱い規定を遵守できる者

（５）寄附者に提供した返礼品の品質、性能等に瑕疵があった場合に、その瑕疵に責任を持つことができる者

（６）寄附者に提供した返礼品の品質、性能等に対して苦情があった場合に、その苦情に責任を持って誠実に対応することができる者

（７）返礼品として選定された場合、サンプル用又は撮影用の品の提出が必要な場合にそれに係る費用、送料等の負担ができる者

（８）返礼品として選定された場合、市が実施する調査やプロモーション等に協力できる者

（９）「清瀬市まちづくり応援寄附金発送業務マニュアル（申込事業者用）」第２～４の各業務フローに対応ができる者

3 返礼品の要件

以下（１）～（７）の要件に全て該当する商品等の中で、選定委員会の審査を通過し、市長が認定したものが返礼品として認定されます。

（１）清瀬市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品又は役務（サービス）の提供（以下、「商品等」という。）であること

（２）平成31年4月1日付総務省告示第179号の第5条各号いずれかの要件に該当するもの

（３）市から依頼（通知）があった後、速やかに寄附者へ商品を送送できること

加工食品の場合は、商品到着後5日以上または残り1/3の賞味期限が保証されていること

（４）品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること

（５）プリペイドカードやポイントなど金銭類似性の高いもの、貴金属や電子機器など資産性の高い

ものでないこと

- (6) 関係法令を遵守し、公序良俗に反しないものであること
- (7) 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと

4 返礼品の金額

(1) 返礼品の価格には消費税及び地方消費税（令和元年10月1日からの税率で算出したもの）と梱包代等の必要な経費を含むものとします。また、送料については、清瀬市において実費弁償いたします。

(2) 寄附金額は、地方税法第37条の2第2項第1号に基づき、原則として前項で設定した価格に3分の10を乗じた額（千円未満切り上げ）を上限として、市が決定します。

※商品やサービスの「単品」や「複数商品の詰め合わせ」などの別は問いません。

寄附金額区分	返礼品の価格（梱包代、消費税及び地方消費税込み）	市の返礼品負担額（上限）
5,000円以上	1,500円相当	1,500円
10,000円以上	3,000円相当	3,000円
15,000円以上	4,500円相当	4,500円
20,000円以上	6,000円相当	6,000円
30,000円以上	9,000円相当	9,000円
40,000円以上	12,000円相当	12,000円
50,000円以上	15,000円相当	15,000円
上記以外（5,000円以上で1,000円刻み）	寄附金額の3割相当	寄附金額の3割

5 返礼品の認定

返礼品については、2、3の要件等を満たした商品等のうち、選定委員会の審査を通過したものを、市長が認定します。

6 申込期間

随時受付しています。

7 申込方法

別紙「清瀬市まちづくり応援寄附金返礼品取扱事業者申込書」に必要事項を記入し、農業者は東京みらい農業協同組合清瀬支店、それ以外の事業者については、清瀬商工会に提出してください。また、申し込みの際には、サンプルのご提供をお願いいたします。詳細は「清瀬市まちづくり応援寄附金発送業務マニュアル（申込事業者用）」をご覧ください。

8 その他留意事項

(1) 市長は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、ふるさと納税返礼品発送依頼書をもって、

清瀬商工会、東京みらい農業協同組合または委託事業者を通じて事業者へ通知し、通知を受けた事業者は、速やかに、当該寄附者に特産品等を送付するものとします。

- (2) 事業者は市より提供を受けた個人情報等を厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはなりません。事業者でなくなった後においても、同様とします。
- (3) 申し込みをするにあたっては、この返礼品募集要項のほかに、「清瀬市まちづくり応援寄付金返礼品発送業務マニュアル（申込事業者用）」を通読してください。